

第 7 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を公開とした決定について、「地下鉄交通量調査表 平成18年11月9日（木）実施」（以下「本件調査表」という。）のうち、別表「名古屋市高速度鉄道第2号線のうち大曽根駅から金山駅までの部分及び第4号線（以下「名城線」という。）の調査結果に係る部分」（当該公開決定において公開した部分を除く。）に掲げる文書を審査請求人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、改めて、公開又は非公開の決定をすべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成19年5月1日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、同年4月18日付け名古屋市交通局名城線東部駅務区名古屋大学管区駅長（以下「本件駅長」という。）の審査請求人あて回答における名城線の運行ダイヤが「お客さまの利便性の確保と利用実態を踏まえた運転間隔である」と断定することを明確に裏付けるに足る名古屋市交通局（以下「交通局」という。）が保有する具体的、合理的、客観的な資料やデータ一切の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同年5月7日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件調査表のうち33ページ（「（4号線）時間別、駅間通過人員と乗車効率 下り」のうち名古屋大学駅及び本山駅の記載のあるページ）及び35ページ（「（4号線）時間別、駅間通過人員と乗車効率 上り」のうち本山駅及び名古屋大学駅の記載のあるページ）（以下これらを「本件公開文書」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求した文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開文書は、名城線の運行ダイヤが「お客様の利便性と利用実態を踏まえた運転間隔」であることについての何の証明にもなっていない。
- (2) 本件公開文書は、交通量調査を行った平成18年11月9日の利用実態を示しているものの、そうした利用実態を反映したダイヤ編成がなされているかどうかについては把握できない。
- (3) 本件公開文書の示す利用実態が、実際のダイヤ編成にどのように反映されており、いかなるダイヤ編成でもって、「お客様の利便性と利用実態を踏まえた運転間隔」と断定するに足る合理的、具体的かつ論理的な論拠を示すデータや資料を公開しなければならない。
- (4) 審査請求人は、単に名城線名古屋大学駅から本山駅までではなく、名城線全体における10分の運転間隔そのものについて問題を提起しているものであり、誤った前提に基づいて、「乗客の利便性が確保されていることが判別できる」と断定する実施機関の主張は失当というほかない。
- (5) 本件公開請求の趣旨が、利用実態とダイヤ編成との関係、利用実態に立脚してダイヤ編成を行った際の合理的、客観的な判断基準や意思決定上の各種データ、さらにはそうした意思決定の様々な過程における各種内部会議の議事録等の一切の行政文書であることは明白である。
- (6) 本件公開文書の公開は、不均衡な利用実態を裏付けるだけに過ぎず、本件公開請求の趣旨からすると、不均衡な乗車実態が正当化されると本件駅長が判断するに足るさらなる資料を公開しなければならないことから、実施機関の主張は失当というほかない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件公開文書には、名城線の名古屋大学駅・本山駅間等における時間帯別の通過人員及び一列車当たりの乗車効率の調査結果が記載されており、名城線を利用するお客様の利用実態が記載されていることから、審査請求人からの意見内容に関する具体的な数値が記載されているものである。

2 調査結果から、10分間隔である現在の運行ダイヤにおいて、列車の大幅な混雑や乗客が列車に乗車できないような事態を示す数値は示されておらず、乗客の利便性が確保されていることが判別できる。

3 以上のことから、本件公開文書は、審査請求人が求める「当該ダイヤがお客様の利便性の確保と利用実態を踏まえた運転間隔であると断定することを明確に裏付けるに足る交通局が保有する具体的、合理的、客観的な資料やデータ」であるということができる。

第5 審査会の判断

1 争点

本件公開文書が本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及び本件公開文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 審査請求人が請求している行政文書は、名城線名古屋大学駅・本山駅間の昼間時間帯における運転間隔が10分であり、特に午前10時や午後4時は混雑しているので、列車の運行本数の大幅な増加を要望する旨の審査請求人からの意見照会に対する本件駅長の回答において、名城線の運行ダイヤが「お客さまの利便性の確保と利用実態を踏まえた運転間隔である」と断定することを明確に裏付けるに足る交通局が保有する具体的、合理的、客観的な資料やデータ一切である。

(2) 当審査会の調査によると、交通局のダイヤ編成について、次の事実が認められる。

ア ダイヤの編成方法について

ダイヤは、駅間の乗車効率から算出される運行本数を考慮して編成されるものである。交通局の経営会議において口頭での確認がなされた後、監督官庁へ提出する際に決裁がとられている。

なお、監督官庁へは決定したダイヤを提出するのみで、認可を受けるために当該ダイヤ以外の資料を提出することは求められていない。

イ 本件調査表について

本件調査表は、交通局が平成18年11月9日に実施した交通量調査の結

果である。調査の概要のほか、駅間通過人員、乗車効率、乗降人員数等が記載されている。

実施機関は、本件調査表の一部である本件公開文書を特定し、公開決定を行ったものである。

- (3) 以上の事実を踏まえて、審査請求人は請求の趣旨に合致する行政文書は公開されていないと主張するので、本件公開文書が本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 本件公開文書は、八事駅・大曽根駅間における時間別の駅間通過人員及び乗車効率を示した文書である。ダイヤは駅間の乗車効率から算出される運行本数を考慮して編成されていることから、本件公開文書に記載されている時間別の乗車効率はダイヤ編成の裏付けとなる情報である。よって、本件公開文書は、本件公開請求の対象となる行政文書であると認められる。ただし、審査請求人は名城線全体のダイヤ編成を問題にしていることから、八事駅・大曽根駅間における結果を示した本件公開文書を公開したことのみに基づいて、請求の趣旨を満たしているとは言えない。

イ したがって、八事駅・大曽根駅間に限定せず、時間別の駅間通過人員及び乗車効率を示す文書のうち、名城線に係る部分すべてを特定することが妥当である。

- (4) 次に、審査請求人は、本件公開請求において請求している行政文書は、利用実態に立脚してダイヤ編成を行った際の合理的、客観的な判断基準や意思決定上の各種データ、さらにはそうした意思決定の様々な過程における各種内部会議の議事録等の一切の行政文書であると主張するので、本件公開文書以外に対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 利用実態に関するデータについて

利用実態を示すものとして、各駅のプラットフォームの状況に関するデータが考えられる。本件調査表のうち、「駅口別、時間別、券種別乗降人員」に駅での乗降人員が時間帯ごとに記載されていることから、このうち名城線に係る部分すべてが、これに該当すると認められる。

また、現場から利用実態について報告書等が提出されたことはない。

なお、利用実態を示すものとして、監視カメラの記録画像の存在が考えられるが、名城線各駅のプラットフォームには監視カメラが設置されているものの、駅長室等で監視するためのものであり、録画機能がないこ

とから、画像の記録は存在していない。

イ ダイヤ編成に係る内部会議の議事録等について

ダイヤ編成に当たっては、経営会議において検討されるが、その議事録は作成されていない。また、編成したダイヤを監督官庁に提出するに当たっては、当該ダイヤを提出するのみで、その裏付けとなる資料やデータを添付して提出していないことから、これらの資料等は存在しないと認められる。

(5) したがって、本件調査表以外に本件公開請求の対象となる行政文書は存在しないと認められることから、本件公開請求の対象文書としては、本件調査表のうち、当該公開決定において公開した部分を含む別表「名城線の調査結果に係る部分」に掲げる文書を特定することが妥当である。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 6 月 6 日	諮問書の受理
6 月11日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7 月13日	実施機関の弁明意見書を受理
7 月20日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8 月27日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成20年 6 月10日 (第91回審査会)	調査審議 審査請求人及び実施機関の意見を聴取
7 月18日 (第92回審査会)	調査審議
平成21年 6 月17日 (第102回審査会)	調査審議
7 月 2 日	答申

別表 「名城線の調査結果に係る部分」

該当ページ	名称
11ページ	駅別乗降人員比較（対前回）
28ページから35ページまで	「時間別、駅間通過人員と乗車効率」のうち名城線の各駅の記載のあるページ
50ページ及び51ページ	線別、駅間発、着、通過人員及び駅間人キロ（終日）
128ページから 155ページまで	「駅口別、時間別、券種別乗降人員」のうち名城線の各駅の記載のあるページ